

別表 1 6 (認定品目：再生土砂)

認 定 基 準	
項 目	基 準
① 対象資材	・ 別表 1 6 - 1 に掲げる再生資源を含有した再生土砂であること。これら以外の再生資源を含有していないこと。
② 品質性能	以下のすべての項目に適合していること。 a 品質 「b 試験方法」によって試験を行い、別表 1 6 - 2 の「性能規定」に適合しなければならない。 b 試験方法 b - 1 第 1 種再生土砂に対する試験方法 「地盤材料の工学的分類方法(JGS0051)」により土質分類を行い、礫{G}、砂礫{GS}、砂{S}、礫質砂{SG}に該当すること。また、用途によって要求品質が定められている場合には、それに従い試験を行う。 b - 2 第 2 種再生土砂に対する試験方法 処理土のコーン指数試験の方法は、「締固めた土のコーン指数試験」(JGS716)に準拠し、別表 1 6 - 3 に示す方法によるものとする。 JGS：(公社)地盤工学会規格・基準
③ 再生資源の含有率	・ 別表 1 6 - 1 に掲げる再生資源の合計重量が、製品重量の 5 0 % 以上であること。ただし、碎石微粉末のみを再生資源として使用する場合は、再生資源の重量が、製品重量の 1 0 % 以上であること。 ・ 新材を原材料とする場合は、碎石法に基づく「岩石採取計画認可書」を有していること。 ・ 環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有量の限りではない。
④ 環境安全性	・ アスファルトコンクリート塊及び碎石微粉末のみを再生資源として使用する場合は、基準は適用しない。 ・ セメント又はセメント系固化材を使用した場合は、製品が溶出量基準 I 群のうちの六価クロム溶出基準に適合すること ・ コンクリート塊を再生資源として使用する場合は、製品が溶出量基準 I 群のうちの六価クロム溶出基準に適合すること ・ 焼成発泡した廃ガラスを再生資源として使用する場合は、製品又は再生資源が溶出量基準 II 群及び含有量基準群に適合すること。 ・ 石炭灰（クリンカアッシュ）を再生資源として使用する場合は、製品又は再生資源が溶出量基準 II 群及び含有量基準群（シアンに係る基準を除く。）に適合すること。 ・ 上記に定める物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していること。
⑤ 品質管理	・ 別表 1 6 - 4 に定める品質管理の内容が確実に実施される品質管理体制で製造等がなされること。
⑥ 環境負荷	・ 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表 1 6 - 5 に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。

別表 1 6 - 1 使用可能な再生資源

使用可能な再生資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 碎石法の適用となる岩石の碎石微粉末(じゃ紋岩を除く) ・ 焼成発泡した廃ガラス ・ 石炭灰（クリンカアッシュ）
-----------	---

※碎石微粉末とは、碎石、砕砂を製造する際に発生する碎石粉、脱水ケーキを示す

別表 1 6 - 2 再生土砂の種類と性能規定

種類	性能規定
第 1 種再生土砂	「地盤材料の工学的分類方法(JGS0051)」により土質分類を行い、礫{G}、砂礫{GS}、砂{S}、礫質砂{SG}に該当すること。
第 2 種再生土砂	コーン指数 8 0 0 kN/m ² 以上

別表 1 6 - 3 再生土砂のコーン指数試験方法

供試体の作製	試料	対象土を一旦ときほぐし 4. 7 5 mmふるいを通させたもの。
	モールド	内径 1 0 0 ± 0. 4 mm 容量 1, 0 0 0 ± 1 2 cm ³
	ランマー	質量 2. 5 ± 0. 0 1 kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに 3 0 ± 0. 1 5 cmの高さから 2 5 回突固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3. 2 4 cm ² 、先端角度 3 0 度のもの。
	貫入速度	約 1 cm/s
	方法	モールドをつけたまま鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5 cm、7. 5 cm、1 0 cm貫入した時の貫入抵抗力を求め、平均貫入力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5 cm、7. 5 cm、1 0 cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3. 2 4 cm ² で除す。

別表 1 6 - 4 品質管理

項目	内容	実施頻度
1 定期管理	(1)検査 (公的機関による検査) 品質性能に係る申請内容(土質分類、コーン指数試験結果等)への適合状況の確認 (2)その他 (実施機関を問わない。) 異物除去体制の整備及び除去の実施 原材料、再生資源及び製品の保管状況写真撮影	6月に1回以上
2 日常管理	(1)検査 (検査機関を問わない。) 品質性能に係る申請内容(土質分類、コーン指数試験結果等)への適合状況の確認	上記以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時
	(2)その他 (実施機関を問わない。) 異物除去体制の整備及び除去の実施 原材料、再生資源及び製品の保管状況写真撮影	随時
3 その他の管理	製品保管の累積により製品の形状を著しく変化させ品質が損なわれないよう、また、風雨等により製品の流出等がないよう製品の管理を行うこと。	常時

別表 16-5 環境負荷増減状況

	段階	新材製品との比較内容
環境負荷増減検討項目	製造	ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。
	流通	イ 山砂等の利用時に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。
	使用消費	ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。
	廃棄	エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。
	再リサイクル	オ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。 カ 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。